



資料 1

小田原市立病院の移転に伴う変更について

〔事務局〕

神奈川県健康医療局保健医療部医療整備・人材課

令和8年2月9日

1 概要

- 小田原市立病院は、県周産期救急医療システム受入病院（基幹病院）として、西湘ブロックの周産期救急医療において重要な役割を果たしている。
- 今回、小田原市立病院が建物の老朽化と手狭さを解消するため、令和8年5月4日に移転を予定している。
- この移転に伴い、県周産期救急医療システム受入病院（基幹病院）及び地域周産期母子医療センターとして、当該変更に係る手続きを行う必要がある。

2 変更概要と検討結果

	変更前(現在)	変更後(5月4日以降)
医療機関名	小田原市立病院	小田原市立総合医療センター
所在地	神奈川県小田原市久野46	神奈川県小田原市久野46
病院延べ面積	23,562㎡	42,224㎡
標榜診療科	28診療科	30診療科※
NICU病床数	6床	6床
GCU病床数	0床	6床
常勤医師数	産科 11名 新生児 12名	産科 11名 新生児 12名
その他	オープン・セミオープンシステム導入	オープン・セミオープンシステム導入

※ 歯科口腔外科、緩和ケア外科が追加

NICU病床数や、産科に係る人員体制は変更しないことに加え、GCU病床数が6床増加することから引き続き基幹病院及び地域周産期母子医療センターを担ってもらう。

(参考) 基幹病院に係る要綱上の記載

【神奈川県周産期救急医療事業実施要綱】 (抜粋)

第4条(1)

基幹病院

ア 地域ブロックの拠点として、ブロック内の受入病院の状況把握に努め、分娩施設等からの患者受入要請に対して、受入先の調整を行う。

イ 重症例を中心に患者を24時間体制で受け入れる。

ウ 自病院で受け入れた患者が急性期を過ぎた際には、患者の状況に応じて中核もしくは協力病院への転院を積極的に行い、新たな重症患者を受け入れられる体制を常時確保する。

第4条2

基幹病院、中核病院及び協力病院の区分は、協議会の意見を聞き、医療整備・人材課長が別に定める。

（参考）周産期母子医療センターに係る要綱上の記載（5-1）

【神奈川県周産期母子医療センター設置・運営要綱】（抜粋）

3 施設の指定及び認定

知事は次に定める「神奈川県周産期母子医療センター整備要領」（以下「整備要領」という。）に基づき総合周産期センターを指定し、また、地域周産期センターを認定する。ただし、指定等を行った後において、「整備要領」に掲げる内容を満たさなくなった施設に対し、知事は改善勧告を行うこととし、改善されないと判断した場合には、指定等を取り消すことができるものとする。

【神奈川県周産期母子医療センター整備要領】（抜粋）

2 指定及び認定の手順

(6) 指定等の内容変更

周産期センターは、指定等の内容に変更があった場合は、様式3により速やかにその旨を知事に届け出る。ただし、簡易な変更の場合はこの限りではない。

(参考) 周産期母子医療センターに係る要綱上の記載 (5-2)

【神奈川県周産期母子医療センター整備基準】 (抜粋)

Ⅱ 地域周産期母子医療センターの認定基準

1 機能

(1) 地域周産期センターは、産科及び小児科（新生児医療を担当するもので、NICU（診療報酬の加算の対象となる病床を指す。以下同じ。））を備え、周産期に係る比較的高度な医療行為を行うことができる医療施設をいう。

(2) 地域周産期センターは、実施要綱第5条に定める周産期救急医療情報システムを活用し、総合周産期センターと緊密な連携を図りながら、総合周産期センターからの戻り搬送、地域の周産期医療施設又は消防機関からの救急搬送を受け入れるものとする。

(3) 地域周産期センターは、実施要綱第4条(1)に定める基幹病院及び(2)に定める中核病院の中から、整備基準を満たした施設を指定するものとする。

(次ページに続く)

(参考) 周産期母子医療センターに係る要綱上の記載 (5-3)

2 整備内容

(1) 診療科目

地域周産期センターは、産科及び小児科（新生児医療を担当するもの）を有するものとし、麻酔科その他の関連各科を有することが望ましい。

(2) 設備等

地域周産期センターは、次に掲げる設備を備えるものとする。

ア 産科については、次に掲げる設備を備えることが望ましい。

(ア) 緊急帝王切開術等の実施に必要な医療機器

(イ) 分娩監視装置

(ウ) 超音波診断装置

(エ) 微量輸液装置

(オ) その他産科医療に必要な設備

イ 小児科等には新生児病室を有し、次に掲げる設備を備えるNICUを設けることが望ましい。

(ア) 新生児用呼吸循環監視装置

(イ) 新生児用人工換気装置

(ウ) 保育器

(エ) その他新生児集中治療に必要な設備

(次ページに続く)

(参考) 周産期母子医療センターに係る要綱上の記載 (5-4)

3 病床数

新生児病室については、新生児の呼吸器管理を常時行える病床の確保に努めるものとする。また、NICUには、原則として1床あたり7㎡以上の面積を確保することとし、バイオクリーンルームであることが望ましい。

4 職員

地域周産期センターは、次に掲げる職員を配置することが望ましい。

- (1) 小児科（新生児医療を担当するもの。）については、24時間体制を確保するために必要な職員。
- (2) 産科については、帝王切開術が必要な場合に迅速（おおむね30分以内）に手術への対応が可能となるような医師（麻酔科医を含む）及びその他の各種職員

（次ページに続く）

(参考) 周産期母子医療センターに係る要綱上の記載 (5-5)

(3) 新生児病室には、次に掲げる職員

- ア 24時間体制で新生児医療を担当する小児科医が病院内に勤務していること。
- イ NICUには、各地域周産期母子医療センターにおいて設定した水準の新生児医療を提供するために必要な看護師が適当数勤務していること。(3床につき1人)
- ウ NICUには、臨床心理士等の臨床心理技術者を配置すること。
- エ GCUには、常時6床に1人の看護師が勤務していること。

5 連携機能

地域周産期センターは、総合周産期センターからの戻り搬送の受入れ、オープンシステム・セミオープンシステム等の活用、合同症例検討会の開催等により、総合周産期センターその他の地域周産期医療関連施設等との連携を図るものとする。